

## Q.当日に公民館を利用したいので申請はできますか？

A.当日の申請はできません。利用希望日の7日前までに利用許可申請書を公民館窓口に提出してください。

## Q.公民館に駐車場はありますか？

A.蟹江町役場の北側と町体育館の東側に駐車場がありますが、台数に限りがありますので、なるべく公共交通機関をご利用いただくようお願いいたします。

## Q.公民館の空き状況はどこで分かりますか？

A.空き状況は、公民館にお電話ください。電話での申請はできませんのでご了承ください。  
お問合せ 蟹江中央公民館 電話 0567-96-1135

## Q.子どもだけで公民館を利用できますか？

A.未成年者のみで利用することはできません。必ず保護者または成年者が利用責任者として公民館窓口へ申請に来ていただき、利用する際も保護者または成年者が同伴する必要があります。